

# 『滄浪閣殘筆』に就いて

徳富蘇峰

明治の元勳の中で伊藤博文公ほど政局の中心点に久住した政治家はあるまい。概して言えば彼は明治天皇の御宇を終始一貫して国政の枢要なる中心にあり。偶々しばらくこれを離れることあるも、決してその圏外に逸脱するが如きことはなかった。されば彼の公生涯は、全く明治政史、殊に明治政府史と織り交わりて、ほとんど容易に区別しがたきものがある。

世人あるいは伊藤公の磊落、真率の風度を見て、その平生の出处進退に就いても、自ずから後世に残すべき文献を留めざりしならんと思うものもあるう。けれどもそれは大いなる間違いだ。事実はその反対だ。

伊藤公には、木戸孝允、大久保利通の如き継続的な日記は無い。しかもその国

家的大問題に関する意見、並びにその公人としての進止の要節に就いては、概ね自らこれを手記して、もって後日の証となすべきもの、納めてその遺篋の裡に存した。本書は則ちその手記の文書を、年代順に採録したるもの。

本文を翻読するに、その中には記者が親しく公より読み聞かされしものもある。……例せば一〇三項「北清事変指揮官問題」の如き。一二三項「日録交渉破裂の顛末」の如き……重ね読み来りて、当時意気昂揚せる公の面目が、今なお眼前に彷彿する。

就中伊藤公が、我が北清特派皇軍の総率権を、容易に外国將軍に付与したるを憤慨し「余は終宵眠る能わず、髮冠を衝く思い有り（明治三十三年）八月八日夜二時、燈に挑みて尽くす 博文」の一節に至りて、今尚ほ其の声を聞くの心地す。

本書は二百二十八項。明治初年より明治四十年に至る、凡そ四十年間、伊藤公を中心としての明治政史と言うも不可な

し。而してそれが悉く皆な伊藤公自身の手記に出たるものなれば、仮令それが断簡にせよ、極めて貴重文献と言わねばならぬ。而してその史的内容は、木戸、大久保両先輩の日記に比して、其の分量は少なるも、其の価値は、決して劣るべきものではあるまい。いわんや両先輩の日記は、明治十年内外に止まるも、これは殆ど明治天皇御宇の終局に達するに於いてをや。（新聞掲載記事。紙名は不明。転載に際し一部を現代表記にしました。）

■体裁 上製箱入 A5判 五百頁  
■定価 一万円（税込・千別）

■特価締切 24年9月末日（厳守）

■発売開始 〃 11月上旬

限定三百部（番号入）

▼書店不卸 ▼縮切厳守 ▼返本OK

●古書でも入手不可の稀覯本です。  
●二度とない機会をお見逃しなきよう、  
今すぐお申し込み下さい。

山口県周南市銀座2-13  
☎083422-295

マツノ書店

URL <http://www.matuno.com>

(申込ハガキにある二点セット特価をご利用下さい。)



伊藤博文遺稿

限定三百部復刻

# 滄浪閣殘筆

生家の遺篋深く眠っていた伊藤公自身の手記を時系列に活字化した一卷物の「伊藤博文全集」、「伊藤博文史料集」ともいふべき稀書を初復刻!

マツノ書店

一、明治改元當時ノ覺書

諸公卿  
 朝廷格式之外衣冠ヲ休テ黒齒ヲ廢シ平服ニスヘシ  
 各局役員ヲ減シテ專委任スヘキ事  
 判事ヨリ町奉行縣令ヲ任スヘシ最人物ヲ撰フヘシ  
 陸海軍務ヲ兩局ニ分ツヘキ事  
 政務總裁ヲ太政大臣ニ任スヘキ事親王宮ハ格外タルヘキ事  
 海軍ノ基礎ヲ起スニ諸侯毎年石數ニ應シ償ヲ出サシム(ベ)シ最各藩ニ  
 テ別ニ海軍ヲ備ヘシムヘカラス  
 職務ノ輕重ニ依テ官位ヲ與ヘ名實相膺ラシムヘキ事  
 右朝廷ヨリ各藩ニ令シテ無用ノ兵ヲ廢シ現石ノ高ニ應シ士官何十人  
 歩卒何百人ト定ムヘシ最政務ニ關係スル者ヲ除クヘシ且封建ノ制度

明治改元當時ノ覺書

三

滄浪閣殘筆

五九、大津事變

明治二十四年五月十一日余塔ノ澤溫泉ニ在リ岩倉公爵電信ヲ以テ  
 報シテ曰至急ノ使命ヲ帶テ小田原ニ來問セントス須臾ニシテ松方總  
 理大臣ノ電報ヲ接受ス曰大津ニ於テ道路配置ノ巡查其帶ル所ノ劍ヲ  
 以テ魯國皇太子ノ頭部ニ負傷セシメタリ事容易ナラス直ニ上京スヘ  
 シト余電文ヲ讀ミ驚愕ニ勝ヘス晩食半ニシテ不覺箸ヲ投シ直ニ人力  
 車ヲ命シ上京ノ途ニ上リ小田原ニ立寄ル岩倉公爵ノ來着スルニ會ス  
 相伴テ小田原ヲ發ス蓋シ即刻上京スヘキノ内旨ヲ拜ス車ヲ飛ハシテ  
 國府津停車場ニ至リ最終汽車ニ乘シ翌十二日午前一時新橋ニ着ス宮  
 廷ヨリ用意ノ馬車ニテ公爵ト共ニ宮中ニ伺候ス既ニ御寢ノ趣ヲ聞キ  
 宮内大臣ニ面會ス侍從ヲ以テ御寢所ニ伺候スヘキノ命アリ御床ノ下  
 ニ拜伏シ聖慮ヲ伺ヒ直ニ退出内閣大臣ニ面會事情ヲ聞ク時已ニ三時

二三三

滄浪閣殘筆

六四、内閣鞏固ナラサル原因

- 第一 平生政治ノ方針一定セズ
- 第二 事ニ臨ンテ始メテ閣員ノ意見ヲ現出ス利害其所見ヲ異ニス
- 第三 交通スル所限局アリ故ニ緩急輕重ヲ異ニス
- 第四 方略各人ニ出ツ相齟齬セサルヲ得ス
- 第五 議員統御ノ方其ノ當ヲ得ス
- 第六 信ヲ裏門ニ措キ探偵的ノ末時ヲ以テ事情ニ通達セリト爲ス
- 第七 浮説流言ヲ信シ離間ニ陥ル
- 第八 機密費ノ支用ヲ誤ル
- 第九 公衆ニ對シ特ニ議會ニ對シ赤心ヲ表白セズ
- 第十 人ヲ用ユル時勢ニ適セズ

樺山ハ例外

二六二

- 第十一 各大臣相猜疑殆ント朝ニタテ謀リ難シ  
 諸公ニ於テ前十一條ノ弊患ナシト云ハハ余乞諸公ノ爲メ其ノ事實ヲ  
 微證シテ其反省ヲ仰カン
- 第十二 黒幕ノ後援ヲ特ミ却テ其責任ニ重キヲ措カス

松方内閣の下に召集せられたる第二議會は最初より朝野の抗争激烈を極め、其の結果明治二十四年十二月廿六日を以て解散せらるるに至つた。當時祖考は樞密院議長に在り、實際政治に遠ざかつて居たが、政界の紛糾を傍觀するに堪えず、政府に與ふる警告として認められた覺書が即ち此書である。臨時總選舉を前にした明治二十五年初頭の執筆であらう。

過ナリ  
 西郷青木兩大臣ハ十一日夜汽車ニテ已ニ西京ニ向ヘリ  
 詔勅ノ發表ハ十一日ノ事ト見エ余ハ十二日朝新聞紙ノ張出シヲ車  
 中ヨリ一見シテ之ヲ知レリ  
 十二日午前六時御發轅奉送ノ爲メ新橋停車場ニ至リ龍車將ニ發セ  
 ントスルニ臨ミ宮内大臣勅命ヲ傳ヘ次便ノ汽車ニテ西京ニ陪乗セヨ  
 トノ事ナリ  
 奉送ノ各大臣及ヒ黒田伯余等ハ松方大臣ノ案内ニ依リ永田町ノ官  
 邸ニ至リ朝餐ノ饗應ヲ受ケタリ相會スルモノ山田後藤陸奥及ヒ主人  
 ノ四大臣黒田及ヒ余ナリ席上大津犯人處刑ノ論起ル山田伯曰ク裁判  
 官中處刑ノ事ニ付兩説アリ即チ之ヲ罰スルニ皇室罪ヲ以テ擬スルト  
 尋常謀殺ヲ以テスルトナリ余ハ今般ノ事變ハ實ニ重大ニシテ結局豫  
 メ逆視スヘカラサルモノアルヲ以テ其ノ重キヲ取ラサル可カラス萬

大津事件

二三三

内閣鞏固ナラサル原因

二六三



## 伊藤博文のエッセンスが一冊に

萩博物館特別学芸員 一坂太郎

今年には明治天皇が崩御してから百年。あらためて、政治指導者としての明治天皇の手腕が注目されている。列強がつぎつぎとアジア各地を侵食していた時代に、明治日本は猛スピードで近代化を進め、独立国として生き残ってゆく。

その間のことは、功罪ともにいろいろと考えさせられる部分もあるが、ともかく「よくぞ、やったもんだ」との感慨を抱かざるをえない。

明治天皇の絶大な信頼を得、数々の国家運営の青写真を描き、幾多の困難を克服しながら実現していったのが伊藤博文だ。伊藤がいなければ、日本の近代化はまた別の軌跡をたどっていたかもしれないと思わせるほど、巨大な政治家である。もちろん、伊藤の下で働いた有能なスタッフが在ればこそだが、これらから上って来るものを取捨選択し、まとめて、私心を挟むことなく、リーダーとして判断を下していったのだ。これぞ、国家舵取のお手本である。

私が特にその感を強くしたのは三年前、伊藤没後百年を記念し、萩博物館で行われた特別展「伊藤博文とその時代」の主査を務めた時だ。短期間に伊藤の遺品や史料をずいぶんたくさん見る機会を得たが、その中に勅書の下書きがいくつもあったのが印象的だった。伊藤も関係する議会で、ある採め事が起こったさい、明治天皇が勅を下し解決するのだが、その下書きを伊藤自身を書いていたりするのは面白かった。伊藤こそ、明治天皇の「ゴーストライター」だと思った。

ろくでもない政治家ばかり次から次へと出てくる、ちっとも美しくない二十一世紀のこの国において、伊藤の再評価が高まっているのは決して偶然ではあるまい。多くの国民が伊藤の再来を願っているのは、悪くない傾向だと思いたい。日本人は、まだまだこの人物から学ぶものがあつたはずなのに（美化するという意味ではない）、戦後のある時期、なにを脅えたのか、みずからの手で葬り去ってしまったのだ。千円札の顔から消えて久しいし、半世紀続いたと自慢するNHKの大河ドラマも、いまだこの人物を正面から取り上げようとしない。幕末維新のドラマとい

が付く。編者は嗣子の伊藤博精、校訂者は平塚篤、やはり伊藤の史料集として忘れてはならない『伊藤博文秘録』（正・続、昭和四・五年）を作ったコンビだ。目次だけ見ても、圧倒される。ためしにいま、気になるキーワードだけ拾ってみても兵制確立、版籍奉還、特命全権大使、台湾征討、地方官会議、大阪会議、士族救助、西南戦役、琉球処分、自由民権運動、華族、国会開設、憲法調査、条約改正、大津事変、日清戦争、三国干渉、北清事変、政友会、日露戦争、韓国統監などなど、明治政治史の年表を見ているようである。これが、一人の政治家によって書かれたものであることも驚異だ。なぜ日清・日露戦争を行わねばならなかったのか、なぜ憲法を作らねばならなかったのか、なぜ朝鮮に手を出さねばならなかったのか、国際社会における当時の日本の言い分がちゃんと記されている。

存命中から伊藤は好色漢や性豪のように言われた。そのイメージは今も伊藤像につきまとう。ただし本書を見ていると、伊藤に女性を追いかけまわすような時間が、果たしてどれ程あつたか疑問が沸いてくる。これほどの激務の中で、そんなことは物理的に見ても不可能ではないのか。おそらく陽気な伊藤が一の話をして面白おかしく語り、それがさらに十倍、二十倍とどんどん増幅し、人口に膾炙していったのであろう。

収められた史料は厳選された百三十点だから、いずれも重要であることは言うまでもない。やや王道からはずれるかもしれないが、私は「六四、内閣鞏固ナラサル原因」などが、特に面白いと思った。これは第二議会在が朝野の猛攻を受けて明治二十四年十二月、解散したさい、少し政治から遠ざかっていた枢密院議長の伊藤が、十二カ条に分けて議会の問題点を書き出したものだ。

「平生政治ノ方針一定セス」「浮説流言ヲ信シ、離間ニ陥ル」「公衆ニ対シ、特ニ議會ニ対シ、赤心ヲ表白セス」「人ヲ用ユル時勢ニ適セス」などは、いつの時代でも当てはまることだろう。「信ヲ裏門ニ措キ、探偵的ノ末時ヲ以テ事情ニ通達セリト為ス」「黒幕ノ

のばかりだ。実に、もつたない話ではないか。

政治家としての伊藤を知るのに、なにかよいテキストはないかと尋ねられたら、私は今回マツノ書店から復刻される『滄浪閣残筆』（昭和十三年）をイチ押ししたい。滄浪閣とは伊藤の神奈川県大磯邸のこととで、「滄浪閣主人」と署名した伊藤の書をよく見かける。伊藤はこの地を特に愛し、住民票も移していた。書名だけを見ると随想集のようでもあり、この点ずいぶんと損をしている名著だと思う。先日のマツノ書店の読者アンケートでも、他の書籍に比べて知名度は高くなかった。

内容はといえば、明治元年から同四十年までの間に伊藤が書いた意見書を中心に、覚書、日記など百三十点が時系列で並べられ、それぞれに簡潔な解説

んでもかんでも裏から手をまわそうとする悪弊を厳しく戒めている。

このように『滄浪閣残筆』は政治家伊藤というより、明治政治史のエッセンスがぎっしり詰まった一冊だ。中には、こんにちの日本に直接通じる部分も多々ある。本来なら本書は文庫のような手軽な装丁で、当たり前のように書店に並べられ、古典として読み継がれてもいいと思う。とくに歴史や政治・経済を学ぶ者、政治家などにとっては、座右に備えるべき文献である。ただし、いまのところ、それは実現していないので、今回のマツノ書店による復刻は快挙だ。ありきたりな言い方だが、多くの方々に読んでいただきたい。

## 総目次

明治改元当時	事件当時	第二次組閣下日清戦争当時	第四次組閣ヨリ枢相兼任迄
一 明治改元当時ノ覚書	三四 裁判官及中央銀行其ノ他	六八 條約改正ニ関スル意見書	一〇七 経済政策意見
二 兵制確立ノ上言	二関スル意見	六九 再度ノ辞表捧呈	一〇八 増税案ニ関スル電報草案
三 藩籍奉還ノ儀	三五 憲法調査ニ付意見書	七〇 上奏書	一〇九 増税案ト聖勅降下
四 財政当局被免ノ懇願	三六 スタイン博士招聘ノ儀	七一 条約改正ニ対スル意見	一一〇 上奏文草稿
五 御勅諭草案	三七 グナイストニ師事	七二 対等條約締結詔勅草案ノ一部	一一一 貴族院改造ノ上奏文
六 桑港着後ノ書信	三八 議會ト政府トノ關係	七三 読葡国公使提出覚書	一一二 政友会内閣ノ辞職
七 特命全權大使ノ使命	三九 憲法上国体ノ研究	七四 對清宣戰通告電報草案	一一三 増税案ニ関シ貴族院ニ賜レル御詔勅草案
八 使節委任ノ全權	四〇 伯林ヨリノ書簡断片	七五 各政党首領御召ノ上奏文草稿	一一四 内閣辭職ノ先例
九 天皇陛下ノ期望預図ノ眼目	四一 町村制ト行政裁判所制	七六 日清戦争策戦意見書	一一五 桂内閣ト政党トノ調停
十 造幣ニ関スル意見書	四二 政党ノ将来ヲ憂フ	七七 米国政府調停ノ謝絶	一一六 三月十五日元老内議ノ大意
参議兼工部卿時代	四三 條約改正ト委員ノ欧米派遣	七八 韓国改革ノ要諦	一一七 内閣交渉ノ事項
一一 台湾征討ノ不可	四四 論功行賞問題	七九 自励恭記	一一八 勅命ニ因リ政友会ヲ去ル
一二 地方官會議ノ勅語草案	四五 西巡日記	八〇 對清談判ニ関スル方針	一一九 上奏文案
一三 大阪會議ノ顛末	四六 竹添公使事件ノ顛末	八一 李鴻章遭難ノ椿事	一二〇 枢相兼任当時ノ奉答文
一四 御詔勅草案	四七 内閣會議ト上奏	八二 休戰條約ニ関スル意見書草稿	日露戦役ト韓国統監時代
一五 明治八年大詔草案	四八 教育総監部條例ノ御裁可	八三 日清休戰中ノ感想	一一一 露国ニ対スル決意
一六 士族救助ニ関スル私案	四九 條約改正ニ対スル苦心	八四 清国ノ台湾割讓ト島民ノ反抗	一一二 露断交直前ノ元老大臣會議
一七 警視権限規定改正案	五〇 谷將軍ノ條約改正意見ヲ駁ス	八五 露、独、仏干渉ト我對策	一一三 日露交渉破裂ノ顛末
一八 西南戰役中ノ上奏書	五一 大隈重信ノ入閣	八六 三国干渉現出ノ所以	一一四 韓国施設経営事項ノ條字
一九 地方官會議議長ノ上奏書草稿	五二 海上旅行日記ノ一部	八七 三国干渉当時ノ詔勅草案	併對韓方策
内務卿時代ト琉球事件前後	五三 帝國憲法ト英国主義	八八 三国干渉ト露国ノ強要	一一五 日露戦役中ニ於ケル苦心
二〇 内務卿專任ノ事務	五四 貴族院令ノ制定ト腹案ノ一端	八九 日清講和條約批准後ノ措置	一一六 韓國統監就任ノ挨拶草案
二一 外交上ノ電文案	枢密院議長就任ト大津事変当時	九〇 對議會政策方針書	一一七 統監駐在ニ関スル御親書案
二二 琉球処分案	五五 大隈遭難当時ノ日記	第三次内閣時代	一一八 朝鮮処理ニ開スル意見
二三 自由民権運動ニ関スル上奏	五六 憲法發布上諭草案	九一 内閣組織ニ就テノ覚書	一一九 對韓政策電報草案
二四 副島伯ニ関スル書簡	五七 條約改正ニ於ケル伊藤伯ノ意見	九二 外交ノ事	一二〇 海軍防備條例發布ニ関スル奉答案
二五 日支琉球事件交渉	五八 第二期議會当時ノ詔勅案	九三 上奏文案	
二六 ハイソリッヒ親王ノ家鴨射撃事件	五九 大津事変	九四 大勲位正二位候爵奉還ノ上表	
二七 華族ノ新制度ト教育振興	六〇 皇族ト貴族院出席ノ可否	九五 日清戦後極東ノ形勢	
二八 琉球事件關係書簡下書	六一 軍部大臣ト文官制問題		
二九 教育ニ関スル上奏書	六二 第二期議會後奉答書下書		
三〇 琉球事件辨駁書草案	六三 上奏文案		